廃棄物の種類				発生地点	量	保管方法	除去又は処分の方法
区分			内訳				
可燃性の固形状の廃棄物（グループ３）	処分が禁止される固形状の廃棄物	固形状の廃油（政令第２条第２号）					
		石炭及び石炭から製造した固形燃料であって不要物であるもの（政令第２条第３号）					
		廃駆除剤（政令第２条第４号）					
		廃プラスチック類（政令第２条第５号）					
		ゴムくず（政令第２条第６号）					
		防腐処理等された木くず（政令第２条第７号）					
	その他	廃木材					
		紙ごみ					
		廃食材、残飯					
		生きている持ち込まれた生物					
		その他（繊維・皮革製品等生物材料を使用した製品又はその他の持ち込まれた生きていない生物）					

廃棄物の種類			発生地点	量	保管方法	除去又は処分の方法
区分		内訳				
不燃性の固形状の廃棄物（グループ４）	車両、観測機器、コンピュータ等の大型機械又は器具の不要物					
	その他の機械又は器具の不要物					
	廃ドラム缶					
	金属くず					
	コンクリート、アスファルト、ガラス等のくず					
	電　池					
	その他					